

平成27年第4回士別市議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月18日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時15分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議案第 87号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

日程第 2 議案第 88号 士別市学校開放事業施設使用料条例の制定について

日程第 3 議案第104号 士別市共同墓地条例の一部を改正する条例について

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 意見書案第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学
金の確立を求める意見書について

意見書案第11号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書
について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長 牧野勇司君 副市長 相山佳則君

総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局 局長 中 峰 寿 彰 君 市民部長 法 邑 和 浩 君

保健福祉部長 川 村 慶 輔 君 経済部長 金 章 君

建設水道部長 沼 田 浩 光 君 朝日総合支所長 藤 森 裕 悦 君

市立病院
事務局長 三 好 信 之 君

教育委員会
委員長 五十嵐 紀 子 君 教育委員会
委員長 安 川 登志男 君

教育委員会
生涯学習部
委員長 菅 井 勉 君

農業委員会
会長職務代理者 飛 世 薫 君 農業委員会
事務局 局長 小ヶ島 清 一 君

監査委員 吉 田 博 行 君 監査委員
局長 竹 内 雅 彦 君

事務局出席者

議会事務局長 石 川 敏 君 議会事務局
局長 浅 利 知 充 君

議会事務局
総務課主査 前 畑 美 香 君 議会事務局
総務課主事 粕 谷 幸 広 君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書について

意見書案第11号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書について
以上報告する。

平成27年12月18日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第87号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) おはようございます。

ただいま議題となりました議案第87号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

使用料・手数料は、行政サービスを利用する受益者が、その行政サービスの対価として納めるものであり、旧士別市においては平成8年に全面的な見直しを行ったほか、平成17年の合併時には、旧市町の料金格差是正を目的として改正を実施してまいりました。

この間、社会経済情勢の変化や行政サービスの多様化に伴い、公共施設の維持管理経費やサービスに係るコストが変動している状況を踏まえて、昨年9月に「使用料手数料等見直しに係る庁内検討委員会」を設置し、本年8月には見直しの基本的な考え方をまとめた基本方針を定め、地域政策懇談会などでの説明や市議会との協議のもと、改定についての検討を進めてきたところです。

本条例は、使用料においては、15施設を増額、2施設を減額、3施設で料金を新設し、手数料においては、17項目を増額、3項目を減額、5項目を廃止しようとするものであり、また、減免基準や料金体系についても、本来の目的や市民の利便性を考慮し改正するとともに、文言の整理を行おうとするものです。

なお、今回の改正により年間約800万円の増収となる見込みです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第2、議案第88号 士別市学校開放事業施設使用料条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君） （登壇） ただいま議題となりました議案第88号 士別市学校開放事業施設使用料条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

このたび、使用料・手数料の見直しを進めてきた中で、学校開放事業のうち体育館施設の開放については、負担の公平性と受益者負担の原則から、利用団体に対し、1回の利用に当たり300円の使用料を設けようとするものです。

また、中央地区5校の小・中学校体育館は、10月に利用調整会議を開催し、本年11月から来年4月まで施設の利用が既に許可されているため、施行期日を平成28年5月1日としたところです。

なお、この料金設定により年間約30万円の収入が見込まれるところです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番（大西 陽君） 使用料の減免についてお伺いしたいと思います。

ただいま提案されました条例案の第4条に、教育委員会は特に必要があると認めるときは使用料を減免することができるというのがあります。1点目の質問は、この減免を免除と読みかえて差し支えないのか、それから、減免する対象はどのようなことを想定しているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） お答えいたします。

今回提案させていただきました、学校開放事業施設使用料条例の第4条の使用料の減免の部分でございます。教育委員会は特に必要があると認めるときは使用料を免除することができるということで、減免につきましては、全額の場合あるいは5割とかいろいろな割合があるんですけども、そこで後段の質問の減免の対象につきましては、総合体育館あるいはプールにつきましては、小・中学生につきましては10割減免で無料となっております、学校開放につきましても同様に、小・中学生につきましては10割減免をしたいと思っております。そちらは教育委員会の規則の中で制定してまいる考えであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 確認しますけれども、この減免という、条例案の中では免除と読みかえて問題ないですか。減免というのは、軽減と免除というのがあるんですよね。だから、免除でいいですか、その辺。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 生涯学習部長がお答え申し上げましたとおり、考え方でございますが、小・中学生と申しましても、学校開放については団体利用というふうに規定をしておりますので、小・中学生がその構成員となっている団体については、そこに当然指導者の大人も入ってまいりますけれども、その一団体につきの部分については免除ということで考えております。

その他の部分で、小・中学生以外の団体で特に減額等の必要な場合も出てくるということも想定しておりますので、ここでは減免というふうに表記をしておりますが、小・中学生につきましてはあくまでも免除というふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） わかりました。

それで、規則でこのことを定めるという答弁でしたけれども、その場合、今、教育長の答弁にあった全額免除するということについては、具体的に規則の中に定めるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 規則の部分につきましては、士別市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則というのが現在制定されておりますけれども、今回、この条例が新たに制定されたわけなんですけれども、この制定を受けまして現在ある規則を改正する考えでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、議案第104号 士別市共同墓地条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） （登壇） ただいま議題となりました議案第104号 士別市共同墓地条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

朝日8線墓地は、明治45年6月に地域で最初の墓地として8線北方高台に設置しましたが、昭和26年に旧朝日村共同墓地を設置した以降は使用者がなく、改葬により墓碑などの確認や使用者の特定もできないことから、廃止に向け、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条により、平成26年12月3日から1年間廃止公告を行ったところ、使用者からの申し出がなく廃止が許可されたことから所要の改正をするものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君） （登壇） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現職員の逝去に伴い、欠員となっている人権擁護委員について、田代圭子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第です。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については推薦に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。
よって、諮問第2号は推薦同意と決定いたしました。

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第5、意見書案第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書について及び意見書案第11号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書について、以上2案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。
本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。
よって、意見書案第10号及び意見書案第11号の2案件は原案のとおり可決されました。

○議長(丹 正臣君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。
平成27年第4回定例会は、これをもって閉会いたします。
御苦労さまでした。

(午前10時15分閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月18日

士別市議会議長 丹 正 臣

士別市議会副議長 谷 口 隆 徳

署 名 議 員 岡 崎 治 夫

〃 遠 山 昭 二

〃 山 居 忠 彰